

News Release

2020年3月2日

【新型コロナウイルス】緊急資金繰り支援資金の取扱開始について

この度は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様方へ、心からお見舞い申し上げます。

株式会社親和銀行（取締役頭取 吉澤 俊介）は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けているお客様に対し、2020年3月2日（月）から、長崎県および長崎県信用保証協会と連携した下記の制度融資「緊急資金繰り支援資金保証（環境変化対策資金）」の取扱いを開始します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客様が「セーフティネット保証4号※」の認定要件に追加されています。

なお、「新型コロナウイルスに関するご相談窓口」を親和銀行本支店に設定しております。本件融資のほか、既存のお借入に関するご相談も承っております。

記

名 称	緊急資金繰り支援資金保証（環境変化対策資金）
ご 利 用 いただける方	長崎県内の事業者（法人および個人事業主）のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して直近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上が前年同期比で減少する見込みの方
資 金 使 途	運転資金、設備資金
ご融資限度額	1企業あたり3,000万円
ご 融 資 期 間	運転資金7年以内（うち据置1年）設備資金10年以内（うち据置2年）
ご 融 資 利 率	1.30%
保 証 料 率	年0.05～年0.90% セーフティネット保証4号をご利用の場合 0.05%（今回、新型コロナウイルス感染症の影響を対象範囲へ追加） セーフティネット保証5号をご利用の場合 0.00%
取 扱 店	長崎県内の親和銀行の本支店
取 扱 期 間	2020年3月2日～（終了時期は未定）

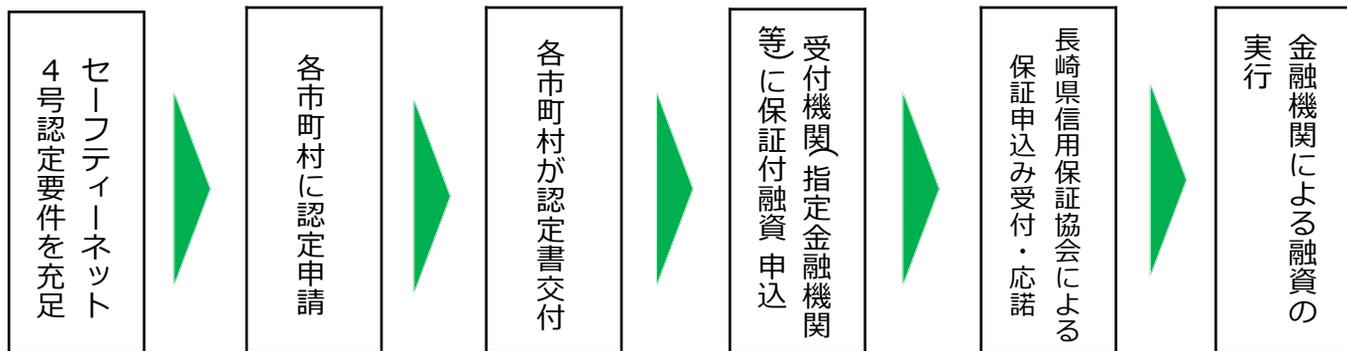
※ セーフティネット保証4号の概要

【制度概要】

自然災害等の突発事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合および都道府県から要請があり国として指定する必要があると認めた場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度

本要件に新たに新型コロナウイルス感染症が追加されました

【手続きの流れ】



※ お申込みに際しては親和銀行および長崎県信用保証協会です定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

※ 詳しくは親和銀行の本支店窓口へお尋ねください。

以上

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)親和銀行 営業推進部 担当：川口

TEL 0956 - 23 - 3576